

役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人織田やすらぎ会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人は、役員等に職務執行の対価として役員報酬を支給することができる。
2 役員等の退職に当たっては、当該役員任期に応じ退職手当を支給することができる。
3 職員が役員であるときは、役員報酬は、支給しない。職員給与のみとする。

(報酬等の額の決定)

第3条 法人の役員報酬は、別表第1「役員報酬」のとおりとする。
2 役員等の退職手当は、別表第2「役員等の退職手当」のとおりとする。
3 評議員の報酬は、定款第8条に定める金額の範囲内において別表第3「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

(報酬等の支給)

第4条 報酬は、会議出席等に必要の都度、支払うものとする。
2 退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1カ月以内に支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 役員等には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用弁償)

第7条 役員等が、会議、研修等に出席したときは、その費用を弁償することができる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 役員の報酬

理事長	日額 5千円
理事	日額 5千円
監事	日額 5千円

別表第2 役員等の退職手当

任期1期について、3万円

任期途中の場合、1年未満は1万円を支給し、
1年以上2年未満の場合2万円を支給する

別表第3 評議員の報酬

評議員会の出席等、必要の都度、日額5千円